

令和3年度 第1回上越市環境政策審議会 次第

日 時 令和3年8月6日（金）
午前10時から11時30分まで
会 場 上越保健センター2階 集団指導室

1 開 会

2 委員紹介

3 挨拶

4 議事

- (1) 令和2年度取組について
- (2) 令和3年度取組について
- (3) 温室効果ガス排出量の削減状況について
- (4) 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進について

5 閉 会

議事資料

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 資料 1-1 | 令和2年度環境関連事業の達成状況について |
| 資料 1-2 | 令和2年度環境関連事業実績（個表） |
| 資料 2 | 令和2年度法令遵守事項の順守状況について |
| 資料 3-1 | 令和3年度環境関連事業の進捗管理について |
| 資料 3-2 | 令和3年度環境関連事業取組（個表） |
| 資料 4 | 温室効果ガス排出量の削減目標及び実績 |
| 資料 5-1 | 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進について |
| 資料 5-2 | 県内自治体のゼロカーボンシティ表明状況 |
| 資料 5-3 | 脱炭素に向けた県内自治体の取組事例及び今後の市の取組案 |
| 参 考 | カーボンニュートラルガスの供給を開始しました（ガス水道局） |

参考資料

- ・上越市環境政策審議会について
- ・上越市環境政策審議会条例
- ・上越市環境政策審議会規則
- ・上越市環境政策審議会委員名簿

令和2年度環境関連事業実績（個表）

分野：生活環境		目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す									
基本方針：環境汚染の防止											
主要施策：大気汚染の防止											
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度				令和2年度			
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考	
環境保全課	大気汚染対策事業	大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	・大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。	・異状時に備え、県の観測記録を定時確認（1日2回）する。 ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、解決に向けて対応する。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を行う（広報上越：2月号、6月号）	・平日は環境対策係、休日は当番職員が、県の観測記録の定時確認を実施した。 ・大気汚染発生時の対応策等について、広報上越に掲載し意識啓発を実施した。 ・悪臭による相談や苦情に対し、速やかに現地確認などを行い、解決に向けて対応した。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を実施した。（光化学スモッグ：広報上越5月号、PM2.5：広報上越3月号）	A:計画通りに実施し達成			
主要施策：騒音・振動、悪臭の防止											
環境保全課	騒音・振動対策事業	高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・合併前上越市内の環境保全協定を締結している15事業場を対象に、2ヶ月に1回（年6回）騒音・振動測定を実施する。（その他） ・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・高速道路騒音の測定（6～7月）、自動車騒音の測定（11～12月） ・環境騒音の測定を実施し、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求める。 ・環境騒音の測定（11月～12月） ・新幹線騒音に対し音源対策工事が行われたことから、効果等を把握するため市内1地点（県：3地点）で測定を実施する。 ・新幹線騒音の測定（10月）	○協定事業所の測定 ・8月に騒音に係る規制値の超過を確認した1事業場に対し指導を行った結果、以降の測定では規制値未達となった。このほかは全て規制値未達となっている。（その他） ・新幹線騒音の測定（11月） ・北陸新幹線の向橋1地点の騒音測定において、昨年度と同様に環境基準値を超過する騒音が確認された。県と連携し、騒音対策の実施について、JR東日本及び鉄道運輸機構に要望した。（2月） ・環境騒音の測定（12月） ・騒音測定を実施した6地点中の2地点において、昨年度と同様に夜間における環境基準の超過が確認された（頸城区下三分一 楯岡区川井）。国道8号や北陸新幹線の影響と考えられる。	A:計画通りに実施し達成			
主要施策：水質保全・排水処理対策の推進											
環境保全課	水質汚濁対策事業	河川、海城、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・河川、海城、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図るほか、事故が多発する傾向にある地域においては個別に注意喚起を実施する。 ○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水調査（4～3月） ○意識啓発 ・注意喚起の実施（広報上越：11月、FM放送：11～12月）	○各種測定 ・河川等の水質測定（4月～3月） ・事業場の排水調査（4月～3月） ・油事故の注意喚起について、FM-Jと安全メールで実施。	A:計画通りに実施し達成			
生活環境課	し尿収集事業	市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	・市内全域のし尿をくみ取り、利用者からの及取り依頼を遅滞なく実施するとともに、業者に委託し、適切にし尿の収集運搬を行い清潔な生活環境の保持を図る。	・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努める。 収集量 6,104㎏	・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努めた。 収集量 5,752㎏	A:計画通りに実施し達成			
生活環境課	し尿処理事業	全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を適正に処理する。 し尿 : 6,104㎏ 浄化槽汚泥 : 46,260㎏ 合計 : 52,364㎏	搬入されるし尿、浄化槽汚泥を各種環境基準値等を遵守し適正に処理した。 し尿 : 5,752㎏ 浄化槽汚泥 : 45,729㎏ 合計 : 51,481㎏	A:計画通りに実施し達成			
生活排水対策課	生活排水対策事業	公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。	6	継続	・汚水衛生処理率86.4%	・下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 ・合併処理浄化槽の処理能力は下水道等と同等であることを周知するとともに、合併処理浄化槽設置費補助制度の利用を促し、合併処理浄化槽の設置を進める。	・下水道汚水管渠の整備を進めるとともに、未接続世帯への個別訪問を実施した。 ・補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置を進めた。（補助件数：55件） ・汚水衛生処理率 87.2%	A:計画通りに実施し達成			

分野：生活環境										
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す										
基本方針：環境汚染の防止										
主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度			令和3年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	
環境保全課	地盤沈下対策事業	県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。 揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負事業者に周知徹底する。	7	継続	新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上	・揚水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置勧奨等（通年：100件程度） ・国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km（計画距離）の調査を行う。 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行う（12月～3月の毎日）とともに、水位の低下状況に応じて地盤沈下注意報（警報）が発令された際は、地下水の一層の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 ・県と共同で揚水設備設置者研修会の開催（11月下旬）、広報上越、市ホームページ、広報車等による節水啓発を行う。	・揚水設備設置届出者に対し、節水型降雪感知器の設置を勧奨した。新設の揚水設備57件中、56件に降雪感知器が設置されており、設置割合は98%である。 ・2級路線77km（計画距離）の水準測量を実施。 ・地下水位、地層収縮量の観測を実施。また、水位の低下に伴い地盤沈下注意報（警報）が発令されたことから、広報車等による地下水の節水啓発を実施。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、揚水設備設置者研修会を中止したが、揚水設備設置者に文書を送付して節水啓発を行い、一定の啓発効果を確保した。	A:計画通りに実施し達成		
環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等（予算事業なし）	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報で公表する。	8	継続	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報上越で公表する。	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率を、毎月広報上越で公表する。	・測定結果を、毎月広報上越に掲載し、公表した。	A:計画通りに実施し達成		
基本方針：生活環境の維持・向上										
主要施策：ごみの適正処理の推進										
生活環境課	清掃総務管理費	・各種団体の活動への支援を通して、市内の生活環境の保全を図る。	9	継続	・市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。	・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援する。	・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、不法投棄防止啓発活動等の環境美化に係る活動を支援した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	10	継続	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみなど）の収集運搬を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 ・市内の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量 63,689t 家庭系41,673t 事業系22,016t	同左	・計画どおり、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集運搬を適正に実施し、生活環境の保全を図った。 ・市内の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量 70,217t 家庭系48,063t（資源物の集団回収除く） 事業系22,154t	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	11	継続	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 ・処理量（見込み）：3,053.9t ・残渣運搬量（見込み）：2,473t	同左	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入し、適正に処理を実施した。 ・処理量：3,024t ・残渣運搬量：2,521t	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配達業務を実施する。 ・3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：3,629人	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売した。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図った。 配布人数：3,626人 （※配布人数=R2.3.31時点で住基登録されている3歳未満児から、市外転出者を差し引いた人数）	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	13	継続	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2 （限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み） 設置等 58件 修繕等 19件 合計 77件	同左	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部補助を行った。 補助率：1/2 （限度額1基当たり10万円） 交付件数 設置等 61件 修繕等 5件 合計 66件 ※申請があったものは全て交付決定し、新設・修繕に対する支援を行った。	A:計画通りに実施し達成		

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度		令和2年度			備考	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check		見直し・改善内容 Action
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	○最終処分場維持管理費 ・中郷区一般廃棄物最終処分場は、放流水の水質分析等、通常の維持管理に加え、浸出水の水質分析等、施設廃止のための調査を行い、廃止手続きを完了させる。 ・その他の最終処分場等については、通常の維持管理を継続する。	最終処分場の維持管理及び処分場からの放流水、浸出水や観測井戸の水質検査を行う（中郷区については廃止調査項目を合わせて実施）。 ○中郷区一般廃棄物最終処分場 ・4～11月 ・調査結果を取りまとめ、県へ廃止届を提出し、廃止手続きを完了させる。 ○その他最終処分場等 ・柿崎区車地、4～12月、2～3月：異常なし ・薬師山、4～12月：異常なし（1～3月は積雪のため欠測） ・三和区宮崎新田：7～9月	○中郷区一般廃棄物最終処分場 ・4～11月 調査結果を取りまとめ、県へ廃止届を提出し、廃止手続きを完了した。 ・4～11月：異常なし、12/22廃止 ○その他最終処分場等 ・柿崎区車地、4～12月、2～3月：異常なし（1月は積雪のため欠測） ・薬師山、4～12月：異常なし（1～3月は積雪のため欠測） ・三和区宮崎新田：7～9月：異常なし	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	—	廃止						クリーンセンター供用開始に伴い平成29年度で終了
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15	継続	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県と情報交換を実施する。 ・県が設置する検討委員会へ出席し、調査地選定作業に協力する。（R2では3回程度開催予定）	同左	○検討委員会 ・第4回（7/13）：1次選定の46か所から選定項目で20か所を抽出。これに公募地2か所を加えた計22か所を2次選定。 ・第5回（11/12）：二次選定の22か所から11項目で評価し、調査対象地として11か所（金谷区1か所、谷浜・桑取区2か所、柿崎区6か所、中郷区2か所）を3次選定。 ・第6回（3/11）：現地状況、3次選定評価項目の再評価、概略施設計画案、概算事業費で総合評価し、4次選定結果として5か所を選定（非公表）。また、公表方法について検討。 ・第7回（3/24）：候補地の公表方法や委員会報告書について確認し、委員会報告書を同日公表 ○関係地元説明 県が実施した調査対象地に関係する地域協議会及び町内会長に対する説明に同席：令和2年11から12月に町内会長、地域協議会で各8回開催	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	・生活環境作業員18名によるクリーン活動ごみの回収及び処理を実施する。	同左	・生活環境作業員18名によるクリーン活動ごみの回収及び処理を実施した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設（上越市クリーンセンター）へ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	17	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 上越市クリーンセンター 47,683トン	同左	・可燃ごみ処理量 上越市クリーンセンター 50,632トン	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	—	廃止						クリーンセンター供用開始に伴い平成29年度で終了
主要施策：リサイクルの推進										
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	18	継続	○資源物収集運搬業務委託 ・町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びびりサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務を事業者（11社）へ委託する。	○資源物収集運搬業務委託 ・計画どおり、町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びびりサイクル推進店から資源物の収集運搬を適正に実施した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	19	継続	○分別収集回収品目中間処理業務委託 ・家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務を事業者（9社）へ委託する。	○分別収集回収品目中間処理業務委託 ・計画どおり、家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物を中間処理事業者6社へ委託し、適正に中間処理を実施した。	A:計画通りに実施し達成		

分野：生活環境										
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す										
基本方針：生活環境の維持・向上										
主要施策：リサイクルの推進										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度				令和2年度		備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	○再商品化業務委託 ・容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などの資源物の再商品化業務を委託し、適正処理を行う。	・再商品化業務を日本容器包装リサイクル協会や事業者へ委託する。	○再商品化業務委託 ・計画どおり、容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などを日本容器包装リサイクル協会及び事業者へ再商品化業務を委託し、適正に処理した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	・資源物常時回収ステーションの維持管理（床の張替え、ガラス窓の修繕など）及び巡回整理を行う。 ・掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の入れ替えを行う。	同左	・資源物常時回収ステーションの維持管理（自動消火器の点検及び更新）及び巡回整理を行った。 ・大手町ステーションのコンテナハウス1基について老朽化に伴い更新を行った。 ・掲示物について、劣化が認められなかったため、今回は掲示物の入れ替えなし。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配布する。	・看板や表示板等の作成、配布（見込み） 作製数 1,150（品目表示板、看板、回収箱） 配布 1,150	・町内会から要望のあった備品などは、速やかに配付した。 ・看板や表示板等の作成、配布 作製数 1,175（品目表示板、看板、回収箱） 配布 997	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	・分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする。 ・生ごみ量（見込み） 8,222トン以下に抑える	同左	・分別収集した生ごみの全量を民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルした。 ・生ごみ量 5,294トン	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：環境美化の推進										
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	24	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 60,700人 【見直し後】 ・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 40,490人	同左 （見直し後） 同左	参加者数 47,913人	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	25	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬する。	・実施内容（見込み） 対象町内会 171町内 収集量 290トン	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬した。 対象町内会 171町内 収集量 275.87トン	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	26	継続	・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行う。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行い、必要に応じ、現場にて市民へ適正排出を指す。 ・日本郵政株などと連携し、不法投棄物の早期発見体制を確立し、適正処理の推進及び不法投棄発生による便業ごみ防止を図る。	同左	・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を実施。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行う。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行い、必要に応じ、現場にて市民へ適正排出を指す。 ・日本郵政株などと連携し、不法投棄物の早期発見体制を確立し、適正処理の推進及び不法投棄発生による便業ごみ防止を図った。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 45人 支援世帯数 47世帯	ごみ分別やごみ出しが困難な生体からの申請に基づき、町内会等と連携してごみヘルパーによる支援を行った。 ・実施内容 ヘルパー委嘱人数 66人 支援世帯数 71世帯	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：景観形成の推進										
都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組む。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報紙の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	28	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公衆施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくり活動に取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（11回/年） ・届出制度の運用（随時） ・南本町三丁目の景観まちづくり活動の支援	・景観審議会を12月22日に開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイスを随時、実施中（新型コロナウイルス感染予防のため、4月、5月、7月、8月、9月、2月、3月の会議を中止） ※会議 6月、10月、11月、12月 ※メールアドバイス 7月、8月、9月、3月 ※届出制度による審査を随時、実施中 ※届出・通知：110件 ※南本町三丁目景観まちづくり活動の支援を実施中 ※修景活動、イベント等の実施	A:計画通りに実施し達成		

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境との共生

主要施策：生物多様性の保全

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度			実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan				
環境保全課	自然環境保全推進事業	・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生態環境の保全を進める。 ・良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。	29	継続	・自然環境保全地域を1か所指定する。	・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について検討する。 ・自然環境調査・監視員による保全地域等の巡回や現況調査等を行う。 ・頸北の池沼群を自然環境保全地域に指定するとともに、次期指定候補地の選定に向け、現地調査や情報収集等を行う。 ・自然環境保全地域等で、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。 ・保全地域の指定に併せ、看板の設置や市ホームページへの掲載を行い、周知を図る。	・自然環境調査・監視員による保全地域等の巡回や現況調査を実施中。 ・頸北の池沼群の指定に向けた、関係機関や関係者等への説明を実施。 ・頸北の池沼群を指定。	A:計画通りに実施し達成		
環境保全課	鳥獣保護管理事業	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 人身被害防止のため、大型獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。	30	拡充	・クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人	・大型野生鳥獣による人身被害を防止するため、金谷区・春日区、中郷区、名立区において、出沒を抑制するための緩衝帯を整備する。 ・鳥獣対策アドバイザーによる学習会開催など、「一人一人が被害や誘因を防止する」ための意識を啓発するほか、各種イベント等において、これらの生態や人身被害防止対策等を周知する。 ・住宅地周辺に大型野生鳥獣が出没した際、事態の早期の収束を図るための捕獲に必要な用具等を整備する。 ・クマが出没した際は、速やかに安全メール等で周知するとともに、市ホームページなどで情報提供のほか、出沒地点に注意喚起の看板を設置する。 ・大型野生鳥獣による人身被害を未然に防止するため、鳥獣被害対策実施隊員を引き続き委嘱し、適切な調査や捕獲等を行う。	・大型野生鳥獣による人身被害を防止するため、金谷区・春日区、中郷区、名立区において、出沒を抑制するための緩衝帯を整備した。 ・鳥獣対策アドバイザーを講師に、9月及び10月に大型獣被害対策学習会を名立区と中郷区で開催した。 ・住宅地周辺に大型野生鳥獣が出没することを想定し、事態の早期の収束を図るため、道い払いや捕獲等に必要な用具等を整備した。 ・クマ出沒時には、保育園や学校、町内会等に速やかに注意喚起するとともに安全メールや市ホームページ等で情報提供したほか、出沒地点に注意喚起の看板を設置した。また、クマの生息が想定される地域やクマ出沒の可能性が高い地域を対象に、あらかじめ注意を促す看板を設置した。 ・住宅地周辺等での大型野生鳥獣の出沒時は、人身被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員によるパトロールや捕獲等を実施した。 ・クマ出沒多発時期に合わせ、被害防止のための周知を実施した。(広報上越：5月号、10月号)	C:計画通りに実施しているが未達成	・10月に清里区でクマによる人身被害が1件発生したため、クマの被害に遭わないための注意事項や住宅地周辺にクマ等を誘引しないための方策等を改めて広く周知するなど、一層の対策を進める。	

主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導

環境保全課	環境政策総務事業 (環境影響評価会議)	・開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。	31	継続	・上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。	・該当案件に応じ、環境影響評価会議を開催する。	・該当案件がないため、開催の実績はなし	A:計画通りに実施し達成		
-------	---------------------	--	----	----	--	-------------------------	---------------------	--------------	--	--

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	・上越市の水源である、くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。	32	継続	・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催	ア 木工作体験の充実 季節に応じた市民の森観察会の実施	5月：春の植物観察会(25人参加) 木工作体験 ～木のパンコ作り～(10人参加) 6月：初夏の鏡池トレッキング(33人参加) カエルと水生昆虫観察会(47人参加) 木工作体験 ～コケ缶づくり～(106人参加) 7月：木工作体験 ～ミニわらぼうき作り～(23人参加) 8月：昆虫観察会+ミニ木工作体験(20人参加) 木工作体験 ～コロコロ迷子作り～(63人参加) 9月：秋の植物観察会(14人参加) 木工作体験 ～葉っぱのスタンプのエコバッグ作り～(31人参加) 秋の昆虫観察会+エコバッグ作り(15人参加) 10月：秋の鏡池トレッキング(19人参加) 森林整備とつる編み体験ツアー(7人参加) 木工作体験 ～木のスプーン、フォーク作り～(39人参加) 11月：木工作体験 ～つる編み体験～(39人参加) くわどり秋の収穫祭出張木工作体験 ～木の輪切りのキーホルダー作り～(200人参加)	A:計画通りに実施し達成		
農林水産整備課	森林保育管理事業	・森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。	33	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、森林機能強化の取組を支援する。	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：5団体 活動予定面積：23.3ha	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動組織：4団体 活動面積：23.2ha	C:計画通りに実施しているが未達成	新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されたため、1団体が活動を見送った。引き続き、活動組織への指導を行っている。	
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】、【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。	34	継続	・高田城址公園が、四季の美しさに包まれ、歴史と文化の薫る公園として、誰もが心豊かに過ごし、楽しさを共有する空間を提供できるよう、施設整備を実施する。	ア ひょうたん池周辺広場整備 園路、張芝、ベンチの整備を行う。 イ 遊具更新 ザイルクライミングの整備を行う。	ア ひょうたん池周辺広場整備 園路、張芝、ベンチの整備を実施。 イ 遊具更新 ザイルクライミングの整備を実施。	A:計画通りに実施し達成		

分野：自然環境										
目的：自然と共生した社会を目指す										
基本方針：自然環境の活用										
主要施策：緑地・公園の活用										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度			令和2年度			備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	
都市整備課	都市公園整備事業	・五智公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。	35	継続	・自然と調和した都市空間づくりを推進するため、利用者の利便性を高める施設整備を実施する。	ア 交通公園トイレの改築	ア 交通公園トイレの改築	A:計画通りに実施し達成		
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	36	継続	・利用者の安全・安心に配慮した公園施設の整備を実施する。	ア 長寿命化計画による遊具の更新 14公園17基 【見直し後】 ア 長寿命化計画による遊具の更新 12公園13基	ア 長寿命化計画による遊具の更新を実施。 12公園13基	A:計画通りに実施し達成		
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	37	継続	市民の憩いやコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 175公園(267ha)の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園(40.7ha)の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業 ・高田城址公園接長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施する。 (土壌改良:339本、施肥:2168本、高所剪定:181本、伐採:9本、植樹:3本植) ・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。	土壌改良:351本、施肥:2153本、高所剪定:188本、伐採:7本、植樹:3本植	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：環境保全型農業の推進										
農政課	自然循環型農業推進事業	【令和2年度まで】 ・化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行基準より5割以上低減する栽培とあわせて行う地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組及び有機農業の取組を行う農業者に対して支援する。	38	継続	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、堆肥の施用や冬期湛水など、地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業活動に取り組み農業者団体等を支援する。	取組団体:66団体 取組面積:2.375ha	取組団体:48団体 取組面積:878ha ・天候の影響を受けて、緑肥のすき込みができなかったことにより国の交付要件を満たせなかったこと、通常の栽培よりも生産管理に手間がかかることや、国の交付金の対象となるために必要な取組や書類整備が難しい一方で、労力の割に面積に差がないことから、事業に取り組みなかった団体があったもの。	C:計画通りに実施しているが未達成	令和3年3月に改定した上越市食料・農業・農村基本計画に掲げる環境保全型農業の推進に基づき、取組を進めるものとし、指標及びその数値を改める。	
分野：地球環境										
目的：低炭素社会を目指す										
基本方針：地球温暖化対策の推進										
主要施策：省エネルギーの推進										
環境保全課	環境政策総務事業(省エネルギーの推進)	・地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。	39	継続	〈事務事業編〉 ・国が掲げた温室効果ガスの削減目標(2030年度までに2013年度比で40%削減)を達成するため、第2次財政計画(改訂版)及び公共施設等総合管理計画(基本方針)との整合を図りながら、市役所における温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量について前年度比2%ずつ削減する。 ・公共施設における省エネルギー化、温室効果ガス削減に向けた取組を推進する。 ・環境負荷の低減のため、ノーカーデー及びグリーン購入の取組について各課等に周知する。 〈区域施策編〉 ・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で取組事例等を周知する。	〈事務事業編〉 ・温室効果ガス排出削減への取組を具体的に推進、普及させ、局部ごとに進捗管理を行う。職員一人一人の日常業務における温室効果ガス排出量の削減に寄与する事務事業編の取組を強化する。 ・各施設においてエネルギー使用量及びCO2排出量の分析を行い、市全体のCO2排出量の増減の要因分析を行う。 ・ノーカーデー実施手順書の策定及び実施を依頼し、実績を管理する。 ・グリーン購入基本方針・調達方針の策定、周知を行う。 〈区域施策編〉 ・地球温暖化をテーマとした記事を掲載(広報上越:6月号) ・市ホームページで情報発信(随時)	〈事務事業編〉 温室効果ガス排出量の削減の取組を強化するため、各施設にエネルギー使用量の入力依頼するとともに、前年度比1t-CO2以上の増減があった施設に対して要因の報告を求め、管理を行った。 ・ノーカーデー実績 合計:103.1% ・グリーン購入不適合品の購入 0件 〈区域施策編〉 ・環境月間(6月)に合わせ、広報上越(6月号)に地球温暖化をテーマとした記事を掲載した。 ・市ホームページで地球温暖化防止についての情報を発信した(グリーンカーテン生育日記)。	A:計画通りに実施し達成		
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	40	継続	・町内会が管理する防犯灯のLED化率を80%以上とする。	・防犯灯LED化補助金の交付(随時受付)	・LED化補助金の実施期間内に全灯LED化する予定がない町内会に訪問し、LED化補助金を活用するよう呼びかけ、町内会を訪問する等した。 ・今後LED化の実施予定がない町内会に対して、LED化促進チラシを配布し、LED化実施のさらなる働きかけを行った。 ・町内会が管理する防犯灯のLED化率80.7%	A:計画通りに実施し達成		

分野：地球環境										
目的：低炭素社会を目指す										
基本方針：地球温暖化対策の推進										
主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度			令和2年度		見直し・改善内容 Action	備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check		
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	—	統合						平成30年度環境学習啓発事業に統合
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・新エネルギーシステム設置費補助 ・地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発及び導入の促進を行う。 ・住宅用太陽光発電システム及びベレットストーブ設備の設置に対する支援を行う。	—	廃止						平成30年度で終了
環境保全課	風力発電事業	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。	41	継続	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 ・発電電力量（売電電力量）の確保	・発電電力量（売電電力量） 455,688kWh (435,333kWh) ※1基（3号機）の過去5年平均 ※2号機は部品の不具合、名立機はブレードの損傷により復旧の目的がたないことから、発電電力量（売電電力量）の計画から除外	・発電電力量（売電電力量） 215,700kWh (196,739kWh) ※3号機実績 ・風力発電施設を適切に管理し、発電電力量（売電電力量）の確保を図ったが、12月に設備の不具合が発生し、停止措置としたため、目標達成には至らなかった。	C:計画通りに実施しているが未達成	事務事業評価の結果に基づき、R2年度末をもって全ての風力発電施設を停止し、今後は設備の撤去（撤去までは維持管理）を予定している。	R2年度をもって全ての風力発電施設を停止し、特別会計を廃止（R3年度から撤去費及び維持管理経費を一般会計化）
生活排水対策課	下水道センター運転管理費	・下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。	42	継続	・これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。（年間発電電力量1,248,000kWh） ・また、施設見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。	・消化ガス発電を適切に管理する。 ・施設見学等の申込みを受け入れ、来場者に説明をする。	・消化ガス発電電力量 1,455,018kWh ・施設見学等来場者（4月～12月末） 462人（大人69人、児童393人）	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築										
都市整備課	土地利用対策費	・商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。	43	継続	【高田地区】 モデル候補地区の具体的な取組の検討を進める。（個別地区） 【直江津地区】 行政内におけるまちづくり方針の検討を進める。（地区全体）	【高田地区】 アドバイザーを活用し、モデル候補地区の住民とワークショップ形式による具体的な取組を検討 【直江津地区】 アドバイザーを活用した事務局会議及び庁内検討会議を開催し、行政のまちづくり方針の検討	【高田地区】 モデル候補地区において、町内会毎に3回のワークショップを実施（7月下旬～12月上旬） 【直江津地区】 事務局内において、行政のまちづくり方針の検討を実施	A:計画通りに実施し達成		
主要施策：地産地消の推進										
教育総務課	学校給食での地場産野菜の使用拡大（事業予算なし）	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産（上越産）野菜の使用拡大を図る。	44	継続	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産（上越市産）使用割合 令和2年度目標 13%	・学校給食での地場産野菜の使用拡大を図り地産地消を推進するため、地域との連携をさらに強化する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産（上越市産）使用割合 令和2年度の実績 13.3%	A:計画通りに実施し達成		
農政課	地産地消認定店の拡大（事業予算なし）	・上越産を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地場産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	45	継続	・地産地消推進の店の認定数を令和2年度末までに170店以上にする。	・地産地消推進の店の認定数（令和2年度） 170店以上	・R2年度末の地産地消推進の店認定数は170店	A:計画通りに実施し達成		

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度		令和2年度	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考	
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan				実績（実施内容） Do
環境保全課	環境政策総務事業（学習・啓発）	・食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題への対策として、講座や集客施設等での情報発信、啓発活動を実施する。 ・環境団体との連携による啓発活動の強化する。	46	新規	・食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題に対し、環境イベントの出展や環境学習会を実施し、広く環境情報を発信し市民の意識啓発を行う機会を設ける。 ・環境団体との連携を強化やネットワークづくりのため、情報交換会を開催する。また、団体の協力を得て環境学習会を開催する。	・環境イベントにおいて、うみがたりや環境団体と連携した海洋ごみ対策の展示や講座を開催し、啓発活動を実施する。 ・食品ロスに対する意識啓発のため、のぼり旗を作成し、食にまつわるイベントでの啓発を行う。 ・環境団体との更なる連携強化を図るため、定期的な情報交換会を開催する。 ・環境団体に講師を依頼し、環境イベント等にあわせ学習会を実施する。	・水族博物館と連携し、商業施設に海洋ごみをテーマとした啓発パネルや動画を展示した。 ・にいがた環境フェスティバルに出展し、海洋ごみ問題や再生可能エネルギー等をテーマとしたパネルを展示した。 ・地球温暖化防止活動推進員や環境団体に講師を依頼し、小学校にて地球温暖化や海洋ごみをテーマとした環境学習会を実施した（3回）。 ・環境団体との情報交換会を実施し、団体活動の広報や環境学習の実施について議論した（2回）。 ・環境学習会（市民向け）：32人	A:計画通りに実施し達成		
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（学習・啓発）	・市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	47	継続	・環境イベントへの出展や環境講座等の実施補助、環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。 ・環境イベント及び環境講座等参加者数：3,700人 【見直し後】 ・環境イベントへの出展や環境講座等の実施補助、環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。	・環境イベントにおいて、パネル展示や体験コーナーを設置し、環境情報の発信を行う。 ・ホームページ等で環境講座の周知を図り、利用を促進する。 【変更なし】 ・環境イベントにおいて、パネル展示や体験コーナーを設置し、環境情報の発信を行う。 ・ホームページ等で環境講座の周知を図り、利用を促進する。	・水族博物館と連携し、商業施設に海洋ごみをテーマとした啓発パネルや動画を展示した。 ・にいがた環境フェスティバルに出展し、海洋ごみ問題や再生可能エネルギー等をテーマとしたパネルを展示した。 ・環境出前講座（科学館）：149人	A:計画通りに実施し達成		
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	48	継続	・中ノ俣の自然や、そこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人 【見直し後】 ・中ノ俣の自然や、そこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：1,900人	・学校や町内会等にチラシを配布し、地球環境学校の周知を図り利用を促進する。 ・特別プログラムの開催を広報に掲載し、参加を促す。 【変更なし】 ・学校や町内会等にチラシを配布し、地球環境学校の周知を図り利用を促進する。 ・特別プログラムの開催を広報に掲載し、参加を促す。	・プログラム利用者数：2,823人 ・学校や町内会等にチラシを配布し、地球環境学校の周知を図り、利用を促した。 ・SNSや広報上越などを利用しプログラムの参加を促した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	49	継続	・施設見学者数：800人（上越市クリーンセンター）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校	・施設見学者数 1,591人	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	50	継続	・施設見学者数：200人（汚泥リサイクルパーク）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校	・施設見学者数 541人	A:計画通りに実施し達成		
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	51	継続	環境に関する講座の参加者数を5,500人以上にする。（農林水産整備課分） 【見直し後】 環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実 【変更なし】 ・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	7/11入団式（23人参加） 7/23分区分の整備（22人参加） 9/15サマーアウトドア（23人参加） 9/25二貫寺の森自然観察&工作会・シイタケの駒打ち体験活動（21人参加） 12/5修了式（16人参加） （森と緑の感謝祭は、今年度から市内小学校での学習活動へと変更した） 4～12月延べ人数合計 105人参加	A:計画通りに実施し達成		
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	52	継続	環境に関する講座の参加者数を5,500人以上にする。（農林水産整備課分） 【見直し後】 環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実 【変更なし】 ・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	くわどり市民の森来場者数：4,160人 ※少年団・くわどり市民の森・二貫寺の森イベント参加者・来場者数合計：4,363人	A:計画通りに実施し達成		

分野：環境学習										
目的：豊かな環境を継承する社会を目指す										
基本方針：環境啓発の推進										
主要施策：環境学習の推進と事業者支援										
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和2年度		令和2年度		目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	備考
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do			
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	53	継続	環境に関する講座の参加者数を5,500人以上にする。(農林水産整備課分) 【見直し後】 環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。(農林水産整備課分)	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実 【変更なし】 ・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	8/8 二貫寺の森自然観察会 32人参加 9/5 二貫寺の森自然体験イベント 28人参加 9/26 二貫寺の森自然観察&工作会 38人参加 8~9月合計 98人参加 ※少年団・くわどり市民の森・二貫寺の森イベント参加者・来場者数合計：4,363人	A:計画通りに実施し達成		
分野：環境学習										
目的：豊かな環境を継承する社会を目指す										
基本方針：環境啓発の推進										
主要施策：環境学習の推進と事業者支援										
社会教育課	講座KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子どもの交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	54	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和2年度までに累計で1,379人以上にする。 ・令和2年度目標194人 【見直し後】 ・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和2年度までに累計で1,324人以上にする。 ・令和2年度目標139人	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全17講座21コースのうち、「しぜん」「ゆき」「海」の3講座4コースを対象とする。 【見直し後】 ・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全14講座16コースのうち、「しぜん」「ゆき」「川」の3講座を対象とする。	・しぜん 9/5 20人参加 10/3 19人参加 11/7 18人参加 12/5 20人参加 ・川 11/7 15人参加 11/28 14人参加 ・ゆき 2/6 18人参加 ※大雪及び新型コロナウイルス感染症対策のため、予定していた全3回のうち2回を中止した。 ・環境関連講座等参加者数：124人	C:計画通りに実施しているが未達成	・冬期間に予定していた「ゆき」の講座について、大雪及び市内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全3回のうち2回を中止としたため、目標の未達成はやむを得ない。引き続き、参加者の安全・安心に十分配慮し、実施していく。	
環境保全課	環境政策総務事業(環境基本計画の推進)	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	55	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進する。	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認(8月末、12月末、3月末)。	3月末までの進捗状況及び実績を取りまとめ、庁内に周知をおこなった(8月、10月、2月)。	A:計画通りに実施し達成		
環境保全課	環境政策総務事業(環境政策審議会)	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	56	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 環境関連事業の進捗状況や環境施策に関することなど、審議が必要と思われる事案がある際に会議を開催し、外部委員の幅広い知見からの意見を、事業や施策に反映させる。	8月7日 第1回環境政策審議会を開催 第1回会議以降は案件がないため、開催実績なし	A:計画通りに実施し達成		
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・上越市環境マネジメントシステム(JMS)を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	—	統合	環境政策総務事業に統合(事業No.41)					令和元年度環境政策総務事業に統合
主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進										
環境保全課	環境政策総務事業(エコアクション21)	・環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じ、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。 ・団体同士のネットワークづくり等により、環境団体等との連携を強化し、各団体主体の環境学習の取組を支援する。	57	継続	・「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、企業訪問を行い制度の周知を行う。	・「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加し、市内事業者に「エコアクション21」認証取得支援を行う。 ・「エコアクション21」認証取得促進のための周知(広報上越7月号掲載予定) ・上越商工会議所 会員向けメールマガジン、企業訪問 ・自治体イニシアティブ・プログラムの実施(8月上旬開始予定)	・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事務局(上越環境科学センター)が運営委員会及び担当者会議を中止したため、制度の周知を支援することができなかった。	D:見直し・改善の必要があり未達成	・令和3年度開催時は、広報上越への記事掲載や、商工会議所へのチラシ配布等による周知を行い、市内事業者の「エコアクション21」の認証取得を推進する。	

令和 2 年度環境関連事業の達成状況について

令和 2 年度は環境関連事業全 62 事業のうち、事業が終了又は統合した 5 事業を除く 57 事業について進捗管理を行い、取組実績は以下のとおり。

57 事業のうち

A 計画どおりに実施し達成：51 事業 B 見直し・改善の必要があるが達成：0 事業

C 計画どおりに実施しているが未達成：6 事業 D 見直し・改善の必要があり未達成：0 事業

○未達成項目の内容

(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による未達成項目

判定	事業No.	未達成項目	担当課	目標	実施状況	見直し・改善内容
C	33	森林保育管理事業	農林水産整備課	・越後ふるさと里山林協議会及び活動組織と連携し、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：5団体 活動予定面積：23.3ha	活動組織：4団体 活動面積：23.2ha	・新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されたため、1団体が活動を見送った。引き続き、活動組織への指導を行っていく。
C	54	謙信KIDSプロジェクト	社会教育課	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和2年度までに累計で1,324人以上にする。 ・令和2年度目標139人	・しぜん 9/5 20人参加 10/3 19人参加 11/7 18人参加 12/5 20人参加 ・川 11/7 15人参加 11/28 14人参加 ・ゆき 2/6 18人参加 ※大雪及び新型コロナウイルス感染症対策のため、予定していた全3回のうち2回を中止した。 ・環境関連講座等参加者数：124人	・冬期間に予定していた「ゆき」の講座について、大雪及び、市内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全3回のうち2回を中止としたため、目標の未達成はやむを得ない。引き続き、参加者の安全・安心に十分配慮し、実施していく。
C	57	環境政策総務事業（エコアクション21）	環境保全課	・「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、企業訪問を行い制度の周知を行う。	・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事務局（上越環境科学センター）が運営委員会及び担当者会議を中止したため、制度の周知を支援することができなかった。	・令和3年度開催時は、広報上越への記事掲載や、商工会議所へのチラシ配布等による周知を行い、市内業者の「エコアクション21」の認証取得を推進する。

(2) その他の要因による未達成項目

判定	事業No.	未達成項目	担当課	目標	実施状況	見直し・改善内容
C	30	鳥獣保護管理事業	環境保全課	・クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人	・大型野生鳥獣による人身被害を防止するため、金谷区・春日区、中郷区、名立区において、出没を抑制するための緩衝帯を整備した。 ・鳥獣対策アドバイザーを講師に、9月及び10月に大型獣被害対策学習会を名立区と中郷区で開催した。 ・住宅地周辺に大型野生鳥獣が出没することを想定し、事態の早期の収束を図るため、追い払いや捕獲等に必要用具等を整備した。 ・クマ出没時には、保育園や学校、町内会等に速やかに注意喚起するとともに安全メールやホームページ等で情報提供したほか、出没地点に注意喚起の看板を設置した。また、クマの生息が想定される地域やクマ出没の可能性が高い地域を対象に、あらかじめ注意を促す看板を設置した。 ・住宅地周辺等での大型野生鳥獣の出没時は、人身被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員によるパトロールや捕獲等を実施した。 ・クマ出没多発時期に合わせ、被害防止のための周知を実施した。（広報上越：5月号、10月号）	・10月に清里区でクマによる人身被害が1件発生したため、クマの被害に遭わないための注意事項や住宅地周辺にクマ等を誘引しないための方策等を改めて広く周知するなど、一層の対策を進める。
C	38	自然循環型農業推進事業	農政課	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、堆肥の施用や冬期湛水など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援する。 取組団体：66団体 取組面積：2,375ha	取組団体：48団体 取組面積：878ha ・天候の影響を受けて、緑肥のすき込みができなかったことにより国の交付要件を満たせなかったこと、通常の栽培よりも生産管理に手間がかかることや、国の交付金の対象となるために必要な取組や書類整備が難しい一方で、労力の割に価格に差がないことから、事業に取り組まなかった団体があったもの。	・令和3年3月に改定した上越市食料・農業・農村基本計画に掲げる環境保全型農業の推進に基づき、取組を進めるものとし、指標及びその数値を改める。
C	41	風力発電事業	環境保全課	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 ・発電電力量（売電電力量）455,688kwh（435,333kwh） ※1基（3号機）の過去5年平均 ※2号機は部品の不具合、名立機はブレードの損傷により復旧の目途がたないことから、発電電力量（売電電力量）の計画から除外	・発電電力量（売電電力量）215,700kwh（196,739kwh） ※3号機実績 ・風力発電施設を適切に管理し、発電電力量（売電電力量）の確保を図ったが、12月に設備の不具合が発生し、停止措置としたため、目標達成には至らなかった。	・事務事業評価の結果に基づき、R2年度末をもって全ての風力発電施設を停止し、今後は設備の撤去（撤去までは維持管理）を予定している。

○57 事業達成状況一覧（全 62 事業のうち、網掛けの 5 事業を除く）

分野	基本方針	主要施策	取組主管課	事業	事業No.	令和2年度		備考
						取組区分		
生活環境：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す								
環境汚染の防止								
大気汚染の防止								
		環境保全課	大気汚染対策事業	1	A:計画通りに実施し達成			
騒音・振動、悪臭の防止								
		環境保全課	騒音・振動対策事業	2	A:計画通りに実施し達成			
水質保全・排水処理対策の推進								
		環境保全課	水質汚濁対策事業	3	A:計画通りに実施し達成			
		生活環境課	し尿収集事業	4~5	A:計画通りに実施し達成			
		生活排水対策課	生活排水対策事業	6	A:計画通りに実施し達成			
地下水の保全、土壌汚染の防止								
		環境保全課	地盤沈下対策事業	7	A:計画通りに実施し達成			
化学物質等による汚染の防止								
		環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等	8	A:計画通りに実施し達成			
生活環境の維持・向上								
ごみの適正処理の推進								
		生活環境課	清掃総務管理費	9	A:計画通りに実施し達成			
		生活環境課	ごみ収集運搬事業	10~13	A:計画通りに実施し達成			
		生活環境課	ごみ処理対策事業	14	A:計画通りに実施し達成			
		生活環境課	ごみ処理対策事業	—				平成29年度で終了
		生活環境課	ごみ処理対策事業	15~16	A:計画通りに実施し達成			
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	17	A:計画通りに実施し達成			
		生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	—				平成29年度で終了
リサイクルの推進								
		生活環境課	資源物分別収集事業	18~23	A:計画通りに実施し達成			
環境美化の推進								
		生活環境課	生活環境保全美化対策事業	24~27	A:計画通りに実施し達成			
主要施策：景観形成の推進								
		都市整備課	景観デザイン事業	28	A:計画通りに実施し達成			
自然環境：自然と共生した社会を目指す								
自然環境との共生								
生物多様性の保全								
		環境保全課	自然環境保全推進事業	29	A:計画通りに実施し達成			
		環境保全課	鳥獣保護管理事業	30	C:計画通りに実施しているが未達成			
開発事業に対する環境配慮の誘導								
		環境保全課	環境政策総務事業（環境影響評価会議）	31	A:計画通りに実施し達成			
自然環境の活用								
緑地・公園の活用								
		農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	32	A:計画通りに実施し達成			
		農林水産整備課	森林保育管理事業	33	C:計画通りに実施しているが未達成			
		都市整備課	都市公園整備事業	34~36	A:計画通りに実施し達成			
		都市整備課	公園管理費	37	A:計画通りに実施し達成			
環境保全型農業の推進								
		農政課	自然循環型農業推進事業	38	C:計画通りに実施しているが未達成			
地球環境：低炭素社会を目指す								
地球温暖化対策の推進								
省エネルギーの推進								
		環境保全課	環境政策総務事業（省エネルギーの推進）	39	A:計画通りに実施し達成			
		市民安全課	街灯整備・維持管理事業	40	A:計画通りに実施し達成			
再生可能エネルギーの導入								
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	—				環境学習啓発事業に統合 平成30年度で終了
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	—				
		環境保全課	風力発電事業	41	C:計画通りに実施しているが未達成			令和2年度で終了
		生活排水対策課	下水道センター運転管理費	42	A:計画通りに実施し達成			
拠点形成と交通ネットワークの構築								
		都市整備課	土地利用対策費	43	A:計画通りに実施し達成			
地産地消の推進								
		教育総務課	学校給食での地産野菜の使用拡大	44	A:計画通りに実施し達成			
		農政課	地産地消認定店の拡大	45	A:計画通りに実施し達成			
環境学習：豊かな環境を継承する社会を目指す								
環境啓発の推進								
環境学習の推進と事業者支援								
		環境保全課	環境政策総務事業（学習・啓発）	46	A:計画通りに実施し達成			
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業（学習・啓発）	47	A:計画通りに実施し達成			
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	48	A:計画通りに実施し達成			
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	49	A:計画通りに実施し達成			
		生活環境課	し尿処理事業	50	A:計画通りに実施し達成			
		農林水産整備課	林業総務費	51	A:計画通りに実施し達成			
		農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	52	A:計画通りに実施し達成			
		農林水産整備課	二貴寺の森管理運営費	53	A:計画通りに実施し達成			
		社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	54	C:計画通りに実施しているが未達成			
市民、事業者との協働による取組の推進								
		環境保全課	環境政策総務事業（環境基本計画の推進）	55	A:計画通りに実施し達成			
		環境保全課	環境政策総務事業（環境政策審議会）	56	A:計画通りに実施し達成			
		環境保全課	環境マネジメントシステム事業	—				環境政策総務事業に統合
		環境保全課	環境政策総務事業（エコアクション21）	57	D:見直し・改善の必要があり未達成			

令和 2 年度法令遵守事項の遵守状況について

1 法規制監視測定件数

令和 2 年度における法令遵守状況は、測定数 2,153 件であり、法基準値及び自主基準値ともに不適合はありません。

法令の名称	適用項目	対象施設等		測定数	適合数	法 基準値 不適合	自主 基準値 不適合
		名称	数				
廃棄物処理法ほか	浸出水、地下水	一般廃棄物最終処分場 (薬師山埋立地 ほか)	3	29	29	0	0
廃棄物処理法	汚泥、焼却灰及びばいじん	一般及び産業廃棄物 (上越市クリーンセンターほか)	11	99	99	0	0
大気汚染防止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (上越市クリーンセンターほか)	15	26	26	0	0
悪臭防止法ほか	悪臭	悪臭原因物 (上越市クリーンセンター、汚泥リサイクルパーク)	2	3	3	0	0
騒音規制法ほか	騒音	圧縮機、ポンプ、送風機等 (柿崎コミュニティプラザ、雁木通りプラザほか)	71	88	88	0	0
振動規制法ほか	振動	圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)	40	57	57	0	0
水質汚濁防止法ほか	排水ほか	排水処理施設 (下水道センター、農業集落排水処理施設ほか)	56	616	616	0	0
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化センター)	7	84	84	0	0
ダイオキシン類対策特別措置法	排ガスほか	上越市クリーンセンター	1	6	6	0	0
労働安全衛生法	ダイオキシン類	廃棄物焼却炉 (上越市クリーンセンター)	1	2	2	0	0
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0
県公衆浴場の配置、衛生措置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、八千浦交流館はまぐみ)	2	18	18	0	0
フロン排出抑制法	第 1 種特定製品	エアコン等	286	1,124	1,124	0	0
計			496	2,153	2,153	0	0

令和3年度環境関連事業の進捗管理について

資料 3-1

上越市第3次環境基本計画に基づく取組を継続し、環境関連事業の進捗管理を行い、環境施策の推進を図ります。令和3年度においては、令和2年度までに事業が終了又は統合をした6事業、令和3年度に事業を休止する1事業を除いた全55事業について、進捗管理を行います。

上越市の環境施策

望ましい環境像を実現するため、分野別に基本方針を定め、その方針に基づき主要施策を展開していきます。



○全 55 事業

基本方針	主要施策	取組主管課	事業	事業No.	令和3年度		備考
					取組区分		
生活環境：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す							
環境汚染の防止							
	大気汚染の防止	環境保全課	大気汚染対策事業	1	継続		
	騒音・振動、悪臭の防止	環境保全課	騒音・振動対策事業	2	継続		
	水質保全・排水処理対策の推進	環境保全課	水質汚濁対策事業	3	継続		
		生活環境課	し尿収集事業	4~5	継続		
		生活排水対策課	生活排水対策事業	6	継続		
	地下水の保全、土壌汚染の防止	環境保全課	地盤沈下対策事業	7	継続		
	化学物質等による汚染の防止	環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等	8	継続		
生活環境の維持・向上							
	ごみの適正処理の推進	生活環境課	清掃総務管理費	9	継続		
		生活環境課	ごみ収集運搬事業	10~13	継続		
		生活環境課	ごみ処理対策事業	14	継続		
		生活環境課	ごみ処理対策事業	—	—		平成29年度で終了
		生活環境課	ごみ処理対策事業	15~16	継続		
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	17	継続		
		生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	—	—		平成29年度で終了
	リサイクルの推進	生活環境課	資源物分別収集事業	18~23	継続		
	環境美化の推進	生活環境課	生活環境保全美化対策事業	24~27	継続		
	景観形成の推進	都市整備課	景観デザイン事業	28	継続		
自然環境：自然と共生した社会を目指す							
自然環境との共生							
	生物多様性の保全	環境保全課	自然環境保全推進事業	29	継続		
		環境保全課	鳥獣保護管理事業	30	継続		
	開発事業に対する環境配慮の誘導	環境保全課	環境政策総務事業（環境影響評価会議）	31	継続		
自然環境の活用							
	緑地・公園の活用	農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	32	継続		
		農林水産整備課	森林保育管理事業	33	継続		
		都市整備課	都市公園整備事業	34	継続		
		都市整備課	都市公園整備事業	—	—		令和3年度は実施なし
		都市整備課	都市公園整備事業	35	継続		
		都市整備課	公園管理費	36	継続		
	環境保全型農業の推進	農政課	自然循環型農業推進事業	37	継続		
地球環境：低炭素社会を目指す							
地球温暖化対策の推進							
	省エネルギーの推進	環境保全課	環境政策総務事業（省エネルギーの推進）	38	継続		
		市民安全課	街灯整備・維持管理事業	39	継続		
	再生可能エネルギーの導入	環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	—	—		環境政策総務事業に統合
		環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	—	—		平成30年度で終了
		環境保全課	風力発電事業	—	—		令和2年度で終了
		生活排水対策課	下水道センター運転管理費	40	継続		
	拠点形成と交通ネットワークの構築	都市整備課	土地利用対策費	41	継続		
	地産地消の推進	教育総務課	学校給食での地産産野菜の使用拡大	42	継続		
		農政課	地産地消認定店の拡大	43	継続		
環境学習：豊かな環境を継承する社会を目指す							
環境啓発の推進							
	環境学習の推進と事業者支援	環境保全課	環境政策総務事業（学習・啓発）	44	継続		
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業（学習・啓発）	45	継続		
		環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	46	継続		
		生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	47	継続		
		生活環境課	し尿処理事業	48	継続		
		農林水産整備課	林業総務費	49	継続		
		農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	50	継続		
		農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	51	継続		
		社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	52	継続		
	市民、事業者との協働による取組の推進	環境保全課	環境政策総務事業（環境基本計画の推進）	53	継続		
		環境保全課	環境政策総務事業（環境政策審議会）	54	継続		
		環境保全課	環境マネジメントシステム事業	—	—		環境政策総務事業に統合
		環境保全課	環境政策総務事業（エコアクション21）	55	継続		

○令和3年度環境関連事業取組（個表）

分野：生活環境						
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す						
基本方針：環境汚染の防止						
主要施策：大気汚染の防止						
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度	
					目標 Plan	実施計画 Plan
環境保全課	大気汚染対策事業	大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	・大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。	・異状時に備え、県の観測記録を定時確認（1日2回）する。 ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、解決に向けて対応する。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を行う（広報上越：2月、6月）
主要施策：騒音・振動、悪臭の防止						
環境保全課	騒音・振動対策事業	高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・合併前上越市内の環境保全協定を締結している15事業場を対象に、2ヶ月に1回（年6回）騒音・振動測定を実施する。 （その他） ・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・高速道路騒音の測定（6～7月）、自動車騒音の測定（11～12月） ・環境騒音の測定を実施し、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求める。 ・環境騒音の測定（11月～12月） ・新幹線騒音に対し音源対策工事が行われたことから、効果等を把握するため市内1地点（県：3地点）で測定を実施する。 ・新幹線騒音の測定（10月）
主要施策：水質保全・排水処理対策の推進						
環境保全課	水質汚濁対策事業	河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 冬期前後に多発する油流出事故を抑止するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑止するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図るほか、事故が多発する傾向にある地域においては個別に注意喚起を実施する。 ○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水調査（4～3月） ○意識啓発 ・注意喚起の実施（広報上越：11月）
生活環境課	し尿収集事業	市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	・市内全域のし尿をくみ取り、利用者からの汲取り依頼を滞りなく実施するとともに、業者に委託し、適切にし尿の収集運搬を行い清潔な生活環境の保持を図る。	・非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努める。 収集量 5,761kℓ
生活環境課	し尿処理事業	全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を適正に処理する。 し尿 : 5,761kℓ 浄化槽汚泥 : 45,900kℓ 合計 : 51,661kℓ

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：水質保全・排水処理対策の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
生活排水対策課	生活排水対策事業	公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連基盤施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。	6	継続	・汚水衛生処理率87.0%	・下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 ・合併処理浄化槽の処理能力は下水道等と同等であることを周知するとともに、合併処理浄化槽設置費補助制度の利用を促し、合併処理浄化槽の設置を進める。	

主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止

環境保全課	地盤沈下対策事業	県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。 揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負事業者に周知徹底する。	7	継続	新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上	・揚水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置勸奨等（通年：100件程度） ・国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km（計画距離）の調査を行う。 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行う（12月～3月の毎日）とともに、水位の低下状況に応じて地盤沈下注意報（警報）が発令された際は、地下水の一層の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 ・広報上越、市ホームページ、広報車等による節水啓発を行う。	
-------	----------	---	---	----	-----------------------------	--	--

主要施策：化学物質等による汚染の防止

環境保全課	放射線モニタリング情報の周知等（予算事業なし）	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報で公表する。	8	継続	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率について、毎月広報上越で公表する。	・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間線量率を、毎月広報上越で公表する。	
-------	-------------------------	--	---	----	--	---	--

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

生活環境課	清掃総務管理費	・各種団体の活動への支援を通じて、市内の生活環境の保全を図る。	9	継続	・市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。	・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援する。	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	10	継続	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみなど）の収集運搬を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 ・市内の家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量 61,938t 家庭系40,443t 事業系21,495t	同左	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	11	継続	○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 ・処理量（見込み）：3,036t ・残渣運搬量（見込み）：2,490t	同左	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配送業務を実施する。 3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。	・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：3,430人	

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	令和3年度		備考
						実施計画 Plan		
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	13	継続	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2 （限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み） 設置等 57件 修繕 12件 合計 69件	同左		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	○最終処分場維持管理費 ・最終処分場等について、通常の維持管理を継続する。	最終処分場の維持管理及び処分場からの放流水、浸出水や観測井戸の水質検査を行う。 ○最終処分場等 ・柿崎区車地、薬師山：通年 ・三和区宮崎新田：7～9月		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	—					クリーンセンター 供用開始に伴い平成29年度で終了
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15	継続	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県と情報交換を実施する。	同左		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	・生活環境作業員18名によるクリーン活動ごみの回収及び処理を実施する。	同左		
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設（上越市クリーンセンター）へ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	17	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 上越市クリーンセンター 48,601トン	同左		
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	—					クリーンセンター 供用開始に伴い平成29年度で終了

主要施策：リサイクルの推進

生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	18	継続	○資源物収集運搬業務委託 ・町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務を事業者（11社）へ委託する。		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	19	継続	○分別収集回収品目中間処理業務委託 ・家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務を事業者（6社）へ委託する。		R2年度の実施計画には、再商品化業務事業及び生ごみリサイクルリサイクル事業の委託事業者3社が含まれているため、R3年度の実施計画では除く。
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	○再商品化業務委託 ・容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などの資源物の再商品化業務を委託し、適正処理を行う。	・再商品化業務を日本容器包装リサイクル協会や事業者へ委託する。		

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：リサイクルの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	令和3年度		備考
						実施計画 Plan		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	・資源物常時回収ステーションのコンテナハウスの増設及び維持管理（床の張替え、ガラス窓の修繕など）並びに巡回整理を行う。 ・容量不足が生じている蒲川原区ステーションにコンテナハウスを1基追加配備する。 ・掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の入れ替えを行う。	同左		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配付する。	・看板や表示板等の作成、配付 （見込み） 作製数 350（回収箱） 配付数 1,350		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	・分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする。 ・生ごみ量（見込み） 5,757トン以下に抑える。	同左		

主要施策：環境美化の推進

生活環境課	生活環境保全 美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	24	継続	・全市クリーン活動 全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 61,350人	同左		
生活環境課	生活環境保全 美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	25	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬する。	・実施内容（見込み） 対象町内会 171町内 収集量 290トン		
生活環境課	生活環境保全 美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	26	継続	・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行う。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行い、必要に応じて、現場にて市民へ適正排出を指す。 ・日本郵政㈱などと連携し、不法投棄物の早期発見、適正処分を実施し、不法投棄の連鎖防止を図る。	同左		
生活環境課	生活環境保全 美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 56人 支援世帯数 57世帯		

分野：生活環境								
目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す								
基本方針：生活環境の維持・向上								
主要施策：景観形成の推進								
	担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	令和3年度 実施計画 Plan	備考
	都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組む。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報紙の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	28	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくり活動に取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（会議形式：8回/年） ・届出制度の運用（随時） ・南本町三丁目や他地区において景観まちづくり活動の支援 ・SNS等により景観事業の情報発信	
分野：自然環境								
目的：自然と共生した社会を目指す								
基本方針：自然環境との共生								
主要施策：生物多様性の保全								
	環境保全課	自然環境保全推進事業	・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める。 ・良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。	29	継続	・令和4年度に自然環境保全地域を1か所指定するための情報収集、候補地選定等を行う。	・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について検討する。 ・自然環境調査・監視員による保全地域等の巡回や現況調査等を行う。 ・次期指定候補地の選定に向け、現地調査や情報収集等を行う。 ・自然環境保全地域等で、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。 ・保全地域の指定に併せ、看板の設置や市ホームページへの掲載を行い、周知を図る。	
	環境保全課	鳥獣保護管理事業	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付する ほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会 支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 人身被害防止のため、大型獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。	30	継続	・クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人	・大型野生鳥獣による人身被害を防止するため、中郷区、名立区において、出没を抑制するための緩衝帯を整備する。 ・鳥獣対策アドバイザーによる学習会開催など、「一人一人が被害や誘因を防止する」ための意識を啓発するほか、各種イベント時等において、これらの生態や人身被害防止対策等を周知する。 ・住宅地周辺に大型野生鳥獣が出没した際、事態の早期の収束を図るため捕獲に必要な用具等を整備する。 ・クマが出没した際は、速やかに安全メール等で周知するとともに、市ホームページなどで情報提供するほか、出没地点に注意喚起の看板を設置する。 ・大型野生鳥獣による人身被害を未然に防止するため、鳥獣被害対策実施隊員を引き続き委嘱し、適切な調査や捕獲等を行う。	
主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導								
	環境保全課	環境政策総務事業（環境影響評価会議）	・開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。	31	継続	・上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。	・該当案件に応じ、環境影響評価会議を開催する。	
基本方針：自然環境の活用								
主要施策：緑地・公園の活用								
	農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	・上越市の水源の森である、くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。	32	継続	・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催	ア・木工作体験の充実 ・季節に応じた市民の森観察会の実施	
	農林水産整備課	森林保育管理事業	・森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。	33	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、森林機能強化の取組を支援する。	・越後ふるさと里山協議会と活動組織と連絡をとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：3団体 活動予定面積：14.0ha	

分野：自然環境の活用						
目的：自然と共生した社会を目指す						
基本方針：自然環境の活用						
主要施策：緑地・公園の活用						
担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和3年度		備考
				取組区分	実施計画 Plan	
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】、【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。	34	継続	・市民の憩いの場である高田城址公園において、利用者の安全性を高める施設整備を実施する。 ア 北堀園路整備 測量設計、土質調査を実施。	
都市整備課	都市公園整備事業	・五智公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。	—			令和3年度実施なし (令和4年度以降実施見込)
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	35	継続	・利用者の安全・安心に配慮した公園施設の整備を実施する。 ア 長寿命化計画による遊具の更新を実施。 14公園14基	
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	36	継続	市民の憩いとコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 175公園(267ha)の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園(40.7ha)の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田城址公園樹木保守管理事業 ・高田城址公園桜長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施する。 (土壌改良：404本、施肥：2145本、高所剪定：214本、伐採：5本、植樹：2本他) ウ 高田城址公園樹木保守管理事業 ・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。	
主要施策：環境保全型農業の推進						
農政課	自然循環型農業推進事業	・自然環境と調和のとれた農業生産を推進するため、化学肥料及び化学合成農薬の使用を、地域慣行基準より5割以上低減する栽培や有機農業の取組を支援する。	37	継続	・化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組、有機農業の取組の支援や普及・啓発を実施することにより、環境保全型農業の取組面積について、令和元年度と同程度を維持する。 取組人数：611人 取組面積：1,896ha (参考) R2年度実績 取組人数：541人 取組面積：1,705ha	

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和3年度		備考	
				取組区分	実施計画 Plan		
環境保全課	環境政策総務事業(省エネルギーの推進)	・地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。	38	継続	<p>〈事務事業編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が掲げた温室効果ガスの削減目標（2030年度までに2013年度比で40%削減）を達成するため、第2次財政計画（改訂版）及び公共施設等総合管理計画（基本方針）との整合を図りながら、市役所における温室効果ガスの排出量削減及び省エネルギーの取組を推進する。 ・公共施設における省エネルギー化、温室効果ガス削減に向けた取組を推進する。 ・環境負荷の低減のため、ノーカーデー及びグリーン購入の取組について各課等に周知する。 <p>〈区域施策編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で取組事例等を周知する。 	<p>〈事務事業編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量削減への取組を具体的に推進、普及させ、部局ごとに進捗管理を行う。職員一人一人の日常業務における温室効果ガス排出量の削減に寄与する事務事業編の取組を強化する。 ・各施設においてエネルギー使用量及びCO2排出量の分析を行い、市全体のCO2排出量の増減の要因分析を行う。 ・ノーカーデー実施手順書の策定及び実施を依頼し、実績を管理する。 ・グリーン購入基本方針・調達方針の策定、周知を行う。 <p>〈区域施策編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報上越 地球温暖化についての記事を掲載（環境月間 6月号） ・市ホームページで情報発信（随時） 	
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	39	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会が管理する防犯灯のLED化率を85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LED化補助金の実施期間内に全灯LED化する予定がない町内会に訪問し、LED化補助金を活用するよう呼びかけ、町内会を訪問する等する。 ・今後LED化の実施予定がない町内会に対して、LED化促進チラシを配布し、補助金を活用したLED化を働きかける。 ・町内会が管理する防犯灯のLED化率85%を目標とする。 	

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	—			平成30年度環境学習啓発事業に統合
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーシステム設置費補助 ・地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発及び導入の促進を行う。 ・住宅用太陽光発電システム及びペレットストーブ設備の設置に対する支援を行う。 	—			平成30年度で終了
環境保全課	風力発電事業	・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。	—			R2年度をもって全ての風力発電施設を停止し、特別会計を廃止（R3年度から撤去費及び維持管理経費を一般会計化）

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
生活排水対策課	下水道センター運転管理費	・下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。	40	継続	・これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。(年間発電量1,248,000kWh) ・また、施設見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。	・消化ガス発電を適切に管理する。 ・施設見学等の申込みを受け入れ、来場者に説明をする。	

主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築

都市整備課	土地利用対策費	・商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。	41	継続	【高田地区】 ・モデル事業候補の実現に向け、関係権利者等と具体的な話し合いを進める。 【直江津地区】 ・対象町内とまちなか居住推進に向けた検討を進める。	【高田地区】 ・ワークショップで提案されたモデル事業候補について、支援策の制度設計及び実施箇所を決定する。 【直江津地区】 ・対象の町内会長から本事業の取組について理解いただいた後、ヒアリングにより地区全体の課題把握、今後の取組方針の共有、進め方等を決定する。	
-------	---------	--	----	----	---	---	--

主要施策：地産地消の推進

教育総務課	学校給食での地場産野菜の使用拡大(予算事業なし)	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越産)野菜の使用拡大を図る。	42	継続	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越産)使用割合 令和3年度目標 13.5%	・えちご上越農業協同組合及び各区食材納入業者と連携し、学校給食での地場産野菜の使用拡大を図り地産地消を推進する。	
農政課	地産地消認定店の拡大(予算事業なし)	・上越産を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地場産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	43	継続	・地産地消推進の店の認定数を令和3年度末までに170店以上にする。	・地産地消推進の店の認定数(令和3年度)170店以上	

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

環境保全課	環境政策総務事業(学習・啓発)	・食品ロスや海洋プラスチックごみ等の新たな環境課題への対策として、講座や集客施設等での情報発信、啓発活動を実施する。 ・環境団体との連携による啓発活動の強化する。	44	継続	・食品ロスや海洋プラスチックごみ等の環境課題に対し、環境イベントへの出展や環境学習会を実施し、広く環境情報を発信し市民の意識啓発を行う機会を設ける。 ・環境団体との連携強化やネットワークづくりのため、情報交換会を開催する。また、団体の協力を得て環境学習会を開催する。	・環境イベントにおいて、環境団体等と連携した海洋ごみ対策の展示や講座を開催し、啓発活動を実施する。 ・食品ロスに対する意識啓発のため、のぼり旗を設置し、食にまつわるイベントでの啓発を行う。 ・環境団体との更なる連携強化を図るため、議題を決め定期的に情報交換会を開催する。 ・環境団体に講師を依頼し、環境イベント等にあわせ学習会を実施する。	
環境保全課	環境学習施設管理運営事業(学習・啓発)	・市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	45	継続	・環境イベントへの出展や環境講座等の実施補助、環境情報の発信を行う。 ・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。	・環境イベントにおいて、パネル展示や体験コーナーを設置し、環境情報の発信を行う。 ・ホームページ等で環境講座の周知を図り、利用を促進する。	

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	環境学習施設管理運営事業（地球環境学校）	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	46	継続	・中ノ俣の自然や、そこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	・学校や町内会等にチラシを配布し、地球環境学校の周知を図り利用を促進する。 ・特別プログラムの開催を広報やSNSに掲載し、参加を促す。	
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	47	継続	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校	・施設見学者数 1,500人	
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	48	継続	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校	・施設見学者数：200人（汚泥リサイクルパーク）	

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	49	継続	環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	50	継続	環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	51	継続	環境に関する講座の参加者数を4,200人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	
社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子どもの交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	52	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和3年度までに累計で1,530人以上にする。 ・令和3年度目標221人	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全17講座21コースのうち、「しぜん」「ゆき」「海」の3講座4コースを対象とする。	

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	令和3年度		備考
					目標 Plan	実施計画 Plan	
環境保全課	環境政策総務事業（環境基本計画の推進）	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	53	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進する。	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認（8月末、12月末、3月末）。	
環境保全課	環境政策総務事業（環境政策審議会）	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	54	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 環境関連事業の進捗状況や環境施策に関する事など、審議が必要と思われる事案がある際に会議を開催し、外部委員の幅広い知見からの意見を、事業や施策に反映させる。	
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	—				令和元年度環境政策総務事業に統合
環境保全課	環境政策総務事業（エコアクション21）	・環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じ、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。	55	継続	・「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、広報上越への記事掲載や、商工会議所へのチラシ配布等による周知を行う。	・「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加し、市内事業者に「エコアクション21」認証取得支援を行う。 ・「エコアクション21」認証取得促進のため、広報上越への記事掲載や、商工会議所へのチラシ配布により周知を行う。	

温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

1 市役所における温室効果ガス排出量の削減目標

エネルギー起源（ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス、電気）の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で40%削減する。

2013-2030年度	単位	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
		国の基準年度									市の第3次環境基本計画・地球温暖化対策実行計画の計画期間終了年度								
温室効果ガス排出量目標	千t-CO2	61.3	59.1	55.3	52.9	51.8	50.7	49.8	48.7	47.7	46.6	45.5	44.5	43.2	41.9	40.7	39.4	38.1	36.8
温室効果ガス排出量実績	千t-CO2	61.3	59.1	55.3	52.9	51.8	45.9	45.3	43.4	引き続き各部署において、削減目標の達成に向けて省エネルギーの取組強化を推進する。									
温室効果ガス排出量の削減割合 基準年度(2013年度)比	%	-	△3.6%	△9.8%	△13.6%	△15.5%	△25.1%	△26.1%	△29.2%										
温室効果ガス排出量の削減割合 (前年度比)	%	-	△3.6%	△6.5%	△4.2%	△2.2%	△11.4%	△1.2%	△4.3%										

(注) 小数点第2位を四捨五入により算出

2 各部署ごとの実績

温室効果ガス(CO2) 排出量【t-CO2】

部署	令和2年度施設数 (括弧内は前年度数)	令和元年度	令和2年度	増減 (前年度比)	温室効果ガス排出量増減の主な要因 (令和元年度実績と令和2年度実績の比較)
市全体	843 (858)	45,313.2	43,385.1	△4.3%	
総務管理部	2 (2)	140.1	101.1	△27.8%	重要機能室のサーバー数減少、用地管財課への重要機能室所管替えによる減
企画政策部	17 (18)	509.3	311.7	△38.8%	上越文化会館の外壁改修工事等実施に伴う休館による減
財務部	15 (15)	2,402.3	2,231.1	△7.1%	新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、イベント等が中止になったことによる減
防災危機管理部	2 (2)	1,781.6	1,589.4	△10.8%	防犯灯のLED化推進による電気使用量の減
自治・市民環境部	26 (27)	4,344.8	4,691.3	8.0%	クリーンセンターのボイラータービン定期安全管理審査受審のため、買電が発生したことによる増
福祉部	42 (28)	3,782.9	3,726.4	△1.5%	
健康子育て部	60 (76)	1,936.6	1,957.4	1.1%	
産業観光交流部	57 (60)	7,469.1	5,061.1	△32.2%	安塚雪だるま高原の指定管理者変更により、事業内容を縮小したことによる減
農林水産部	98 (102)	427.8	379.4	△11.3%	新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、施設の休館を実施したことによる減
都市整備部	135 (135)	6,625.9	7,413.3	11.9%	冬期間の大雪に伴い、消融雪施設の稼働時間が増加したことによる増
教育部局	208 (211)	12,385.6	12,446.6	0.5%	
ガス水道局	181 (182)	3,507.2	3,476.3	△0.9%	

(注) 小数点第2位を四捨五入により算出

3 各部署ごとの目標値

温室効果ガス(CO2) 排出量【t-CO2】

部署	令和3年度目標値
市全体	42,517.4
総務管理部	99.1
企画政策部	305.5
財務部	2,186.5
防災危機管理部	1,557.6
自治・市民環境部	4,597.5
福祉部	3,651.9
健康子育て部	1,918.3
産業観光交流部	4,959.9
農林水産部	371.8
都市整備部	7,265.0
教育部局	12,197.7
ガス水道局	3,406.8

(注) 小数点第2位を四捨五入により算出

上越市環境政策審議会委員名簿

(任期：令和3年8月6日から令和5年3月31日まで)

区分	氏名	所属等
学識経験者	よこ た きよ し 横 田 清 士	(一財) 上越環境科学センター長
	こ ばやし あき ひこ 小 林 晃 彦	上越市教育委員
	やま がた こうたろう 山 縣 耕太郎	上越教育大学教授
	やま もと けい いち 山 本 敬 一	新潟県生態研究会会員
行政機関	みなみ なお き 南 直 樹	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 環境センター長
	や た のぞ み 矢 田 望 充	新潟県上越地域振興局農林振興部 副部長
	たか はし あき ひこ 高 橋 明 彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中日本農業研究センター 産学連携室 スマート農業コーディネーター
事業者	いの また た ま お 猪 股 耐真男	東北電力ネットワーク(株)上越電力センター所長
	みや さと じゅん 宮 里 純	イオンリテール(株)イオン上越店 人事総務課長
	こ いけ さく ゆき 小 池 作 之	上越資源リサイクル協同組合 理事長
	さか い よし み 坂 井 芳 美	上越商工会議所 女性会 理事
	たか はし ゆたか 高 橋 裕	新潟県浄化槽整備協会 上越支部事務局
公募市民	いわ さき よう いち 岩 崎 洋 一	公募市民
	うえ はら みゆき 上 原 みゆき	公募市民
	なが い やす お 長 井 泰 雄	公募市民
必要と認める者 その他市長が	ほん じょう ふみ お 本 城 文 夫	青田川を愛する会 事務局長
	もち つき ひろし 望 月 博	上越市町内会長連絡協議会 副会長
	こ やま さだ えい 小 山 さだ えい 貞 榮	新潟県地球温暖化防止活動推進員 上越地区連絡協議会 会長
	なる み えい こ 鳴 海 えい こ 榮 子	上越市消費者協会 副会長
	あお き ゆき こ 青 木 ゆき こ ユキ子	新潟県環境カウンセラー協会 協会員

温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進について

1 温室効果ガス排出量の削減目標

当市の地球温暖化対策実行計画では、国の地球温暖化対策計画で定める温室効果ガス削減目標（中期目標として2030年度において26%減〔2013年度比〕、長期目標として2050年までに80%減〔基準年なし〕）に準じて、温室効果ガス削減目標を設定している。

国は新たに、2030年度において46%減〔2013年度比〕、2050年までにカーボンニュートラル（※）実現を目標に掲げたことから、令和4年度に策定する次期計画において市の目標を見直すとともに、温室効果ガス削減に向けた取組のさらなる推進が必要となる。

※温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味する。

＜市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標＞

区分	2013年度 (平成25年度)	2020年度 (令和2年度)		2030年度 (令和12年度)	【参考】国の目標（見直し後） 温室効果ガス排出量削減目標 2030年度△46%（2013年度比） 2050年までに実質ゼロ
	基準年度	目標値	実績値	目標値	
温室効果ガス排出量	61.3千t-CO ₂	48.7千t-CO ₂ (△20.6%)	43.4千t-CO ₂ (△29.2%)	36.8千t-CO ₂ (△40.0%)	

※2020年度及び2030年度の括弧内は、2013年度（基準年度）に対する温室効果ガス排出量削減割合。

※2030年度までに、国全体では2013年度比で26%減を設定しているが、地方公共団体の庁舎等公共施設を含む「業務その他部門」では40%の削減が必要。

2 2050年カーボンニュートラルに向けた動き（国・県等）

(1) 2050年ゼロカーボンシティの表明【環境省】

- ・国では、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨を首長自らが又は地方公共団体として表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」としている。
- ・全国では、東京都・京都市・横浜市を始めとする414自治体（40都道府県、246市、9特別区、99町20村）が表明し、県内では、新潟県と新潟市・柏崎市などの9市町村が表明している。（R3.6.25現在）※県内自治体の表明状況は資料5-2のとおり

(2) 地球温暖化対策推進法の改正【環境省】

- ・2050年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営を促進。（R3.3.2閣議決定、R3.5.26成立）

(3) 国・地方脱炭素実現会議【内閣官房】

- ・国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うため、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。

(4) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略【経済産業省】

- ・産業として成長が期待され、なおかつ温室効果ガスの排出を削減する観点からも取り組みが不可欠と考えられる14の重要分野（※）ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定。（R2.12.25開催の第6回成長戦略会議で報告）

※エネルギー関連産業として、①洋上風力、②燃料アンモニア、③水素、④原子力、⑤自動車・蓄電池、⑥半導体・情報通信、⑦船舶、⑧物流・人流・土木インフラ、⑨食料・農林水産業、⑩航空機、⑪カーボンリサイクル、⑫住宅・建築物/次世代型太陽光、⑬資源循環、⑭ライフスタイルを設定。

(5) カーボンゼロ実現戦略プロジェクトチームの設置【新潟県】

- ・脱炭素社会の実現に向けて実務組織「カーボンゼロ実現戦略プロジェクトチーム（PT）」を設置しPT（PTは5つのワーキンググループ〔①産業（エネルギー・製造業）、②事務所・サービス業、③家庭、④運輸、⑤吸収源〕で構成）が中心となって、再生可能エネルギーの導入促進や県民の行動転換に向けた政策を練り上げ、部局横断で取り組むこととしている。（R3.4.8設置、R3年度末戦略策定予定）

＜計画等の動き＞

スケジュール		2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
環境省	●地球温暖化対策計画 温室効果ガス排出量削減目標 2030年度△26%（2013年度比） 2050年までに△80%（基準年なし） 〔H28年5月策定〕			11月に開催される国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）までに見直し結果を国連に提出予定	
	●地球温暖化対策推進法 法改正で実質ゼロを明記 〔H10年成立、H25年改正〕			令和4年4月施行予定	
経済産業省	●グリーン成長戦略 洋上風力や水素等、14分野の実行計画策定 脱炭素電源構成の参考値提示		令和2年12月策定		
	●エネルギー基本計画 2030年再エネ比率22～24% 〔H30年7月策定〕			令和3年夏頃改定予定	
新潟県	●県地球温暖化対策地域推進計画 温室効果ガス削減に向けた計画			令和4年3月見直し予定	
	●県気候変動適応計画 自然・経済・社会状況に応じた気候変動適応策を推進するための計画		令和3年3月策定 (新規策定)		
市	●第3次環境基本計画 計画期間：H27～R4年度 〔H27年3月策定〕			国・県の動向等を踏まえて見直し・施策検討	令和5年3月策定予定 (計画統合)
	●地球温暖化対策実行計画 計画期間：H28～R4年度 〔H28年3月策定〕 市全域からの温室効果ガス削減に向けた計画（区域施策編）、市役所の事務事業からの温室効果ガス削減に向けた計画（事務事業編）で構成			国・県の動向等を踏まえて見直し・施策検討	

3 当市の取組方針（案）

【方針】

- ・第3次環境基本計画における地球環境分野の望ましい環境像である低炭素社会を目指し、引き続き、市の計画で定める温室効果ガス削減に向けた施策（下記参照）を推進する。
- ・国が2050年カーボンニュートラル（2030年度削減目標引き上げ）を掲げたことから、次期計画の策定に合わせて、市の削減目標を見直すとともに、脱炭素に向けた施策・取組を強化する。
- ・今後の施策や取組の検討にあたっては、国・県の動向等を踏まえるとともに、今後市が取り組むべき方向性について、脱炭素に向けた先進的な取組事例（県内自治体の取組事例及び今後の市の取組案は資料5-3）を調査・研究し、次期計画への反映を図る。

＜当市の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の施策＞

基本方針		主な取組項目（市の取組）
1	再生可能エネルギーの利用の促進	①再生可能エネルギーの導入に関する取組
2	省エネルギー化の推進	②省エネルギー化に関する取組、③グリーン購入に関する取組 ④車の利用に関する取組、⑤建物等の建築・管理に関する取組
3	省資源・リサイクルの推進	⑥水の使用に関する取組、⑦紙の使用に関する取組、⑧ごみに関する取組
4	フロン類の排出量抑制の推進	⑨フロン類の管理に関する取組
5	職員の意識向上の推進	⑩研修・意識啓発に関する取組

県内自治体のゼロカーボンシティ表明状況 (R3. 6. 25現在)

資料5-2

■県内表明自治体(県、9市町村)

No	自治体名	表明日	表明概要	主な取組・施策
1	佐渡市	R2. 2. 23	2020年2月23日に開催する「洋上風力発電に関する講演会」において、佐渡市長と粟島浦村長が県が掲げる「自然エネルギーの島構想」の取組を進めることを決意し、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指す国内離島発となる「ゼロカーボンアイランド」を共同宣言。	<ul style="list-style-type: none"> 2019年2月に新潟県が発表した「自然エネルギーの島構想」を新潟県・電力事業者・粟島浦村と連携して推進し、離島における再生可能エネルギーを「増やす」「需給調整する」「使う」という観点で洋上風力発電や水素の利活用などの取組を進める。 今後策定する「佐渡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを明記する。
2	粟島浦村	R2. 2. 23	2020年2月23日に開催する「洋上風力発電に関する講演会」において、佐渡市長と粟島浦村長が県が掲げる「自然エネルギーの島構想」の取組を進めることを決意し、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指す国内離島発となる「ゼロカーボンアイランド」を共同宣言。	<ul style="list-style-type: none"> 2019年2月に新潟県が発表した「自然エネルギーの島構想」を新潟県・電力事業者・佐渡市と連携して推進し、離島における再生可能エネルギーを「増やす」「需給調整する」「使う」という観点で洋上風力発電や水素の利活用などの取組を進める。 今後策定する「粟島浦村地球温暖化対策実行計画において2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを明記する。
3	妙高市	R2. 6. 5	妙高市議会議会において、市長が「生命地域妙高 ゼロカーボン推進宣言」を表明。	<ol style="list-style-type: none"> 1 世界から愛される妙高を目指し、全ての生命の源となる水資源の保全を図ります。 2 CO₂削減に向けた地球温暖化対策に取り組み持続可能なまちづくりを進めます。 3 地域の特性を活かした再生可能エネルギーの自給率向上に努めます。 4 プラスチックスマートを推進し、環境負荷を軽減する生活スタイルの変革に取り組みます。 5 ライチョウや高山植物をはじめとする貴重な自然資源を守り、次代に継承します。
4	十日町市	R2. 6. 8	定例記者会見の場で、市長が「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを表明 定例記者会見後、市ホームページ上に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」について掲載。	今後見直しを行う、「第二次十日町市環境基本計画」や「十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを見据えた、再生可能エネルギー創出30%等、具体的な施策・取組を検討する
5	新潟県	R2. 9. 29	県議会において、知事が県内の気候変動の影響が非常事態であるという認識のもと、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを表明。	今年度の県地球温暖化対策地域推進計画の見直しにおいて、具体的な対策を検討し、2050年実質ゼロを目指す。また、地域気候変動適応計画を新規策定し、2つの計画を両輪として取組を推進する。
6	新潟市	R2. 12. 1	12月1日の定例市長記者会見において、パリ協定の目標達成に貢献するとともに、市としての方向性を明らかにし、気候変動問題への対策を牽引するため、「2050年までに二酸化炭素排出量の排出を実質ゼロとする『ゼロカーボンシティ』を目指す」と表明。	現行の「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）」に基づき、再生可能エネルギーの地産地消や次世代自動車普及などの緩和策を着実に実施していく。脱炭素化の目標を2023年度策定予定の第4次環境基本計画に明示するとともに、具体的な方策について、事業者や関係団体・有識者等との議論を深め、次期温暖化対策実行計画に盛り込む予定。
7	柏崎市	R2. 12. 17	2020年12月7日の市議会12月定例会議にて市長が「2035年脱炭素のまち・柏崎市スタートを目指す」こと表明し、これを受け2020年12月17日環境省に報告。	現在実施している再生可能エネルギー・次世代エネルギーの利活用・産業化を更に推進するなど、市民・事業者に向けた意識啓発を進めるとともに、「柏崎市環境基本計画」及び「柏崎市地球温暖化対策実行計画」改訂の際に脱炭素化の目標を明記する予定。
8	津南町	R3. 3. 23	2021年2月25日、第1回定例会において、町長が令和3年度町長施策方針の中で、2050年脱炭素社会の実現を宣言し、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明。（2021年3月23日環境省に報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・津南町総合振興計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）において、脱炭素社会の実現といった文言を記載予定であり、取組・施策を検討していく。 ・温室効果ガスの削減目標を定めた「環境にやさしい津南町率先行動計画」において、2022年度の見直しの際、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明するとともに、取組・施策を検討し、進めていく。
9	村上市	R3. 6. 4	2021年6月定例記者会見において、市長が「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを表明。	2020年度に策定した「第2次村上市環境基本計画」に基づき、豊かな自然と調査しながら発展して共生する循環共生社会のまちを目指す。今後の取組として、①森林資源を利用したカーボンオフセットの導入を検討し、森林整備による温室効果ガス吸収量の増加を図る。②民間発電事業者と連携した公共施設等での再生可能エネルギーの利用促進を図る。③バイオマス資源を原料としたごみ袋を導入し、環境保全活動等での利活用を図る。
10	新発田市	R3. 6. 23	2021年6月23日市議会定例会において、市長が「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、取組を進める」ことを宣言。	2021年、市の最上位計画である「まちづくり総合計画」に脱炭素社会を目指す施策「グリーン社会」を新たに設けた。 <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの拡大、省エネルギーの推進、木材利用の促進、森林整備 ・ごみの排出抑制 ・地球環境問題への市民理解の促進

■取組一覧（主なもの）

No.	団体名	重点を置く対策・施策	具体的な内容
1	新潟県	J-クレジット制度の推進	新潟県カーボン・オフセット制度（下記参照）を運営。
2	新潟市	再生可能エネルギーの普及促進・地産地消の推進	民間事業者との共同出資により地域新電力会社を設立。廃棄物発電等による電力の公共施設での活用のほか、太陽光発電の普及促進など、地域内での再生可能エネルギーの地産地消を推進する。
3	長岡市	家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	家庭や事業所における温室効果ガス削減に対する取り組みを促進するため、市内住宅や事業所に対して省エネルギー設備等（高効率給湯設備や高効率照明設備等）の設置にかかる費用の一部を補助している。
4	十日町市	再生可能エネルギーの電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	十日町市バイオマス活用推進計画（バイオマス産業都市構想）では、バイオマス利活用による発電利用及び熱利用を行うため、下記の6つのプロジェクトを進めている。 1. 木質燃料の利用拡大（既存事業の推進） 2. 使用済み紙おむつの燃料化 3. きのご糞菌床の燃料化 4. 廃棄物系（生ごみ・きのご糞菌床・下水汚泥）バイオガス発電 5. もみ殻の燃料化と堆肥化 6. 廃食用油のバイオディーゼル燃料化拡大（既存事業の推進） 上記のように、主にバイオマスを始め、水力、太陽光、地熱・地中熱を中心とした再生可能エネルギーの推進、検討を行っている。
5	村上市	再生可能エネルギーの電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	一般海域における洋上風力発電の推進
6	妙高市	地球温暖化対策に係る国民運動の推進	市の広報誌や地域などを通じて定期的に普及啓発活動を実施しているほか、市内小学校6年生向けに、環境教育を実施している。（各学年1回1限）
7	五泉市	地球温暖化対策に係る国民運動の推進	高齢者を対象としたお茶の間サロンや、小学校の寺子屋教室において、地球温暖化防止講座を実施。国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発活動を行っている。
8	魚沼市	J-クレジット制度の推進	森林管理プログラムとして、新潟県J-VERに登録し、クレジットの認証を受けている。クレジットの売却益を森林整備事業へ回し、整備された人工林を増やすことで吸収源対策としている。

※令和2年10月に環境省が実施した「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査」に基づく回答内容。（地球温暖化対策の推進に関する法律の円滑な施行を目的として、全国の地方公共団体を対象に行ったアンケート調査）

■新潟県カーボン・オフセット制度【新潟県】

（概要等）

- ・カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において排出されるCO₂等の温室効果ガスについて、できるだけ排出量が減るよう努力した上で、どうしても削減できない排出量を、別の場所で実施された森林整備活動等（プロジェクト）の排出削減・吸収量（クレジット）を購入することにより、埋め合わせするという考えに基づくもの。
- ・新潟県では、森林整備事業などのCO₂吸収活動に資金提供され、地域の森林整備にもつながる「一歩進んだ地球温暖化対策」として、カーボン・オフセットを推進しており、現在6つのプロジェクト（※）が登録されている。

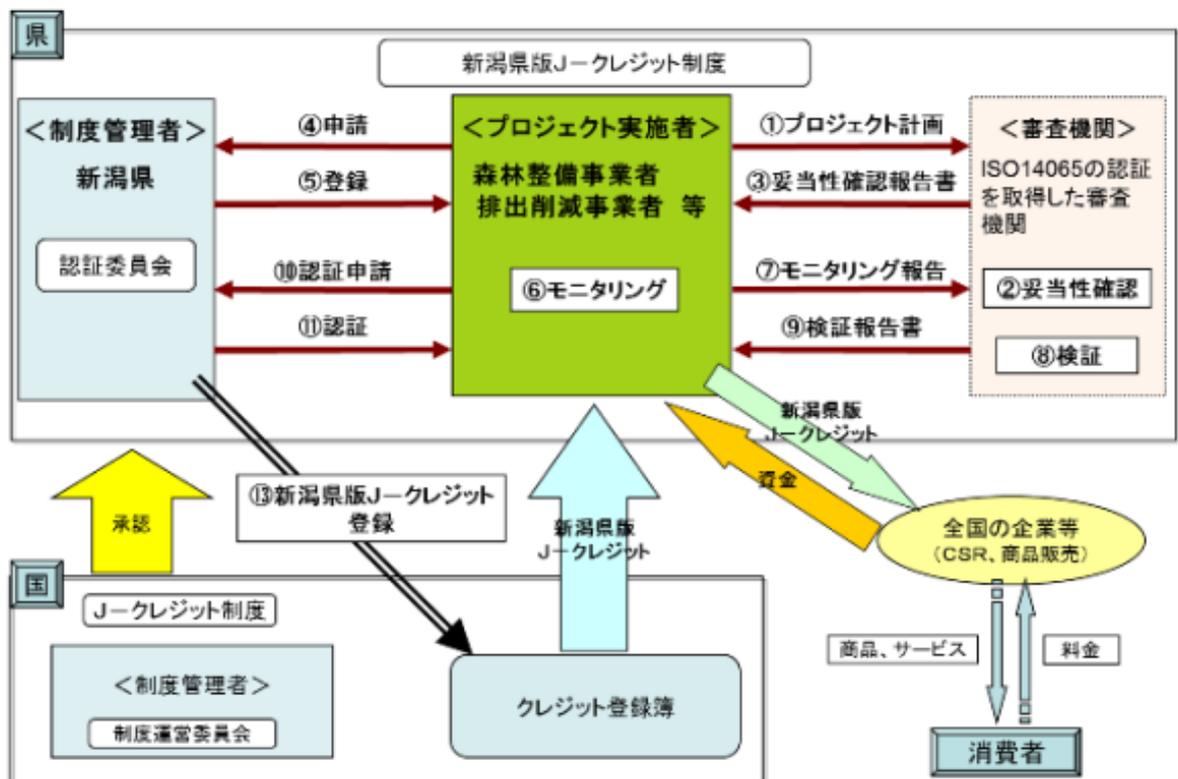
※①佐渡市「トキの森」整備事業、②苗場山麓竜神の森プロジェクト、③「阿賀悠久の森」間伐プロジェクト
④魚沼わくわくの森プロジェクト、⑤「南魚沼銘水の森」間伐プロジェクト、⑥十日町市ふるさとの森づくりプロジェクト

《裏面あり》

- ・新潟県のクレジットを認証・発行する仕組みは、国からの認証を受けており、新潟県のクレジットは国が認証・発行するクレジットと同じレベルの信頼性が確保されている。
- ・カーボン・オフセットに取り組む主なメリットとして、企業活動におけるメリットや取組による社会への貢献（※）があげられる。

※カーボン・オフセットに取り組む主なメリット

企業活動におけるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進（企業の温室効果ガス排出量を削減） ・製品・サービスの差別化（「環境配慮・森林保全」という環境価値を付与）
地域の環境保全への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の促進（クレジット購入資金により健全な森林整備を促進） ・地域の温暖化対策（オフセット製品を通じて住民の温暖化防止意識を向上）
地域振興への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地場製品の販路拡大（地場製品に付加価値をつけて新たな販路・販売先獲得） ・地域の魅力をPR（オフセットを活用した地域の情報発信）



新潟県版J-クレジット制度のイメージ図（新潟県 HP より）

■公共施設への太陽光発電と蓄電池設備導入【十日町市】

（概要等）

- ・本庁舎及び小学校への太陽光発電と蓄電池設備の導入に向けて、平常時の再生可能エネルギー利用と災害時の非常用電源を両立する設備の実施設計を実施。（令和3年度施策）
- ・平常時は発電電力を施設で使用し、災害時は非常用電源に利用することを想定。

■既存住宅で行う工事における補助制度【妙高市】

（概要等）

- ・ゼロカーボン推進へ既存住宅で行う工事（10万円以上）を対象に補助制度を設ける。（令和3年度設置）屋根・外壁・サッシの断熱化、照明のLED化、太陽光発電システムの設置、蓄電池システムの設置に対し、工事費の5分の1（要援護世帯2分の1）を補助。（限度額は10万円で、両システム併用設置の場合は20万円）
- ・新たな補助制度は、住宅リフォーム事業でのニーズを踏まえて設定。

■今後の市の取組案（脱炭素に向けた取組として考えられる例）

①公用車への電動車（電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池車等）の導入

内 容	公用車への電動車の計画的な導入、車両の更新に合わせた電動車への切り替え	
参 考	国	菅首相は令和3年1月の施政方針演説で「2035年までに新車販売で電動車100%を実現する」と表明
	千葉県市川市	8年後（2029年）をめどに市の公用車約340台を全て電気自動車にする方針

②公共施設（指定避難所等）への太陽光発電と蓄電池設備の導入

内 容	指定避難所等に太陽光発電と蓄電池設備を導入し、平常時及び災害時の非常用電源として活用	
参 考	国	東日本大震災を契機にエネルギー供給の脆弱性が顕在化し、これまでの大規模集中型の供給体制から自立分散型のエネルギー社会構築へシフト
	十日町市	本庁舎及び小学校に太陽光発電設備と蓄電池設備を導入し、平常時及び災害時の非常用電源として活用予定（令和3年度実施設計）

③公共施設（貸館施設等）への高効率省エネ設備（空調・照明等）の導入

内 容	施設の改修や設備の更新の機会を捉えた高効率省エネ設備の導入	
参 考	国	環境省では、二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす「L2-Tech」認証製品を公表して普及促進を推進
	上越市	令和元年度に環境省補助事業（カーボン・マネジメント強化事業）を活用し、3施設に省エネ設備（L2-Tech 認証製品等）を導入（導入した施設や設備、CO2削減実績〔令和2年度〕は下記参照）

④既存住宅の改修に係る工事費（断熱化、照明のLED化、蓄電池設備の設置等）の補助

内 容	住宅における温室効果ガス削減を図るため、屋根・外壁の断熱化等の工事費を補助	
参 考	国	グリーン成長戦略では、新築住宅における温室効果ガス排出量を2030年までにゼロとする目標を設定（国内の温室効果ガス排出量の15%は家庭から排出）
	妙高市	既存住宅での工事費（屋根・外壁・サッシの断熱化、照明のLED化、太陽光発電設備の設置、蓄電池設備の設置等）の一部を補助

⑤新潟県カーボン・オフセット制度による森林整備や木材利用の促進

内 容	森林経営プロジェクトとして、新潟県J-クレジットに登録・認証を受け、CO2のオフセットに加え、クレジットの売却益を森林整備事業に活用	
参 考	国	省エネ設備・再エネ設備の導入や森林経営等の取組による、CO2排出削減や吸収量を「J-クレジット」として国が認証し、制度運営
	魚沼市等	新潟カーボン・オフセット制度により、CO2のオフセット及び森林整備を促進（県内自治体では、魚沼市、南魚沼市、十日町市、阿賀町がプロジェクト登録）

【参考】カーボン・マネジメント強化事業におけるCO2削減実績（令和2年度）

施設名		更新・導入設備等	CO ₂ 排出削減効果（実績）
1	高田図書館	LED照明への更新、パッケージエアコン・マルチエアコン更新、中央熱源方式の空調設備ポンプにインバーター制御導入	47.5 t-CO ₂ /年
2	ユートピアくびき希望館	LED照明への更新、中央熱源方式の空調設備ポンプにインバーター制御導入、エネルギー計測・管理システム導入	81.0 t-CO ₂ /年
3	雁木通りプラザ	LED照明への更新、個別空調（ガスヒートポンプエアコン）更新	10.5 t-CO ₂ /年
合計			139.0 t-CO ₂ /年

※3 施設合計のCO2削減目標は、69.7 t-CO₂/年

<今後の取組みについて>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う施設の休館等によりCO2削減は目標を大きく上回る結果となったが、引き続き、事業の効果検証を行い、運用改善の実施手順をとりまとめる等、ノウハウの蓄積を図る。

令和3年7月1日
ガス水道局経営企画課

カーボンニュートラルガスの供給を開始しました

ガス水道局では、本日、株式会社INPEXとカーボンニュートラルガス売買に関する契約を締結し、ガス大口需要家である株式会社有沢製作所に対し、カーボンニュートラルガスの供給を開始しました。また、ガス水道局施設で使用するガスの一部をカーボンニュートラルガスに変更しました。

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 7月1日(木) |
| 2 場 所 | — |
| 3 内 容 | 別紙「上越市ガス水道局及び(株)INPEX間でのカーボンニュートラルガスの売買契約締結について」のとおり |

【参考】

カーボンニュートラルガスとは、天然ガスとクレジット(再エネ・省エネ機器導入、省エネ対策、森林保護などにより削減・吸収されたCO₂を定量化し、排出権として取引可能にしたもの。)をセットで供給することで、燃焼時のCO₂排出量を“ゼロ”と見なせるガスのことであり、温室効果ガスを削減できる手段のひとつです。

ガス水道局の原料ガス調達先である株式会社INPEXが調達し、ガス水道局が供給を受けるもので、ガス事業者から需要家への供給は新潟県内で初となります。

本件についての問い合わせ先

ガス水道局 経営企画課 広報主任 森口副課長(電話 025-522-5514 内線 350)

2021年7月1日

上越市ガス水道局及び（株）INPEX 間での

カーボンニュートラルガスの売買契約締結について

上越市ガス水道局
株式会社 INPEX

上越市ガス水道局（ガス水道事業管理者：高橋一之、所在：新潟県上越市）と株式会社 INPEX（代表取締役社長：上田隆之、本社：東京都港区、以下、INPEX）は、本日、カーボンニュートラルガス*売買に関する契約を締結し、カーボンニュートラルガスの供給を開始しましたのでお知らせいたします。

本契約により、2021年7月から2026年3月末までの間、上越市ガス水道局はINPEXよりカーボンニュートラルガスを購入し、同局の天然ガス大口需要家である株式会社有沢製作所（代表取締役社長：有沢悠太、本社：新潟県上越市、以下有沢製作所）様へ供給する天然ガスのうち一部をカーボンニュートラルガスに変更することにより、約19,000tのCO₂削減に貢献します。

また、併せて上越市ガス水道局所有施設にて使用する天然ガスもカーボンニュートラルガスに変更します。

上越市ガス水道局は、環境負荷の少ない天然ガスの効率的な利用促進を図るというガス事業者としての経営方針のもと、お客様への省エネルギー設備の提案や燃料転換等によるCO₂排出量の削減を推進しています。

この度のカーボンニュートラルガスの導入により、有沢製作所様のようにCO₂排出量削減に取り組む需要家の皆様の成長の一助となるようカーボンニュートラルガスの普及に向けて取り組んでまいります。

カーボンニュートラルガスの販売につきましては、現在は大口需要家のみとしていますが、業務用・工業用等のお客様向けについても、準備を進めているところです。

また、上越市ガス水道局自らが排出するCO₂を削減することで、脱炭素社会の実現および地域の持続的な成長に貢献してまいります。

INPEXは、本年1月に発表した「今後の事業展開～2050 ネットゼロカーボン社会に向けて～」に基づき、2050年の自社排出ネットゼロカーボンを目標として掲げ、ネットゼロカーボン社会の実現に貢献すべく、エネルギー構造の変革に積極的に取り組んでまいります。

天然ガスの卸供給先である都市ガス事業者の皆様と連携し、天然ガスの安定供給を継続するだけでなく、よりクリーンなエネルギーであるカーボンニュートラルガスなどのソリューションを提供することでお客様のニーズにお応えし、お客様とともに地球規模での温室効果ガス削減に寄与する取り組みを推進してまいります。

※カーボンニュートラルガスについて

本契約において供給されるカーボンニュートラルガスは、世界各地の環境保全プロジェクト等での CO2 削減効果を信頼性の高い認証機関が CO2 クレジットとして認証したカーボンクレジットを活用したもので、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの全ての工程で発生する温室効果ガスがカーボンオフセットされたものとなります。

■本件に関する問い合わせ

・上越市ガス水道局

担当：経営企画課 森口/住谷

TEL：025-522-5514

・株式会社 INPEX

担当：経営企画本部 広報 IR ユニット 広報グループ 三谷 /森

TEL：03-5572-0233

以上

上越市環境政策審議会について

1 上越市環境政策審議会とは

上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条^{※1}及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項^{※2}の規定に基づき設置するものです。

審議会の組織及び運営に関する事項は、上越市環境政策審議会条例及び上越市環境政策審議会規則に定められています。

2 環境政策審議会の所掌事務

- (1) 基本計画を定めるにあたって意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する事項について審議すること。

※1 環境基本法（平成5年法律第91号）より第44条抜粋

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）より第5条の7第1項抜粋

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

○上越市環境政策審議会条例

平成27年3月27日

条例第3号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第9条第1項に規定する環境基本計画に関し、同条第3項の規定により意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する事項について審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び廃棄物の減量等に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(上越市環境基本条例の一部改正)

2 上越市環境基本条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

3 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年上越市条例第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○上越市環境政策審議会規則

平成27年3月27日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市環境政策審議会条例（平成27年上越市条例第3号）に定めるもののほか、上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置等)

第5条 審議会は、必要に応じて部会を置く。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境保全課及び生活環境課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(上越市環境審議会規則の廃止)

- 2 上越市環境審議会規則(平成8年上越市規則第30号)は、廃止する。

(上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成10年上越市規則第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市自然環境保全条例施行規則の一部改正)

- 4 上越市自然環境保全条例施行規則(平成20年上越市規則第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市自然環境保全推進委員会規則の一部改正)

- 5 上越市自然環境保全推進委員会規則(平成20年上越市規則第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略